

2021年8月1日

お客様各位

旭化成株式会社  
MMA事業部  
RC・品質保証グループ  
グループ長 渡邊 琢



## EU 改正 RoHS (RoHS2) 指令 規制対象物質 不使用報告書

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社の PMMA 樹脂に関する標記の件につき、下記の通りご報告いたします。ご査収のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

### 記

#### 1. 調査対象製品

デルパウダ™

PM120N : 99141

#### 2. 調査結果

EU 改正 RoHS 指令に関わる以下の 10 種の規制対象物質 (群) につき調査いたしました結果、これらの物質 (群) に該当する化学物質は上記調査対象製品の製造原料として意図的には使用しておりません。

##### <規制対象物質 (群)>

- (1) 鉛 (Pb) 及びその化合物
- (2) 水銀 (Hg) 及びその化合物
- (3) カドミウム (Cd) 及びその化合物
- (4) 六価クロム (Cr<sup>6+</sup>) 化合物
- (5) ポリ臭化ビフェニル類 (PBBs)
- (6) ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDEs)
- (7) フタル酸ジ (2-エチルヘキシル) (DEHP)
- (8) フタル酸ブチルベンジル (BBP)
- (9) フタル酸ジブチル (DBP)
- (10) フタル酸ジイソブチル (DIBP)

以上